

平成 30 年度第 1 回文京区特別職報酬等審議会の要旨

1 日時

平成 30 年 11 月 29 日（木） 午後 6 時から午後 7 時 05 分まで

2 会場

文京シビックセンター16階 庁議室

3 出席者

【委員】

金子収委員、高橋毅喜委員、浅賀厚信委員、雨宮由卓委員、岡田伴子委員、尾高勝郎委員、
宮崎淳委員

（玉澤靖孝委員、二瓶紀子委員、吉川豊委員は欠席）

【事務局】

総務部長、総務部総務課長、企画政策部財政課長、総務部職員課長

4 配付資料

文京区特別職報酬等審議会委員名簿

資料第 1 号	文京区特別職報酬等審議会条例
資料第 2 号	文京区特別職報酬等審議会の運営等について
資料第 3 号	文京区長及び副区長給与条例
資料第 4 号	文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例
資料第 5 号	文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
資料第 6 号	特別職等の職務
資料第 7 号	文京区の財政状況
資料第 8 号	平成 30 年特別区人事委員会勧告の概要
資料第 9 号	文京区特別職報酬等月額（増減率）の推移
資料第 10 号	23 区職別年収比較表

参考資料 平成 30 年特別区人事委員会勧告の取扱いについて
平成 30 年国・都・政令市の勧告(報告)の状況
特別職の報酬等の額について（答申）（案）

5 会議の概要

- (1) 会長による審議会開催の挨拶 17:55
- (2) 審議会の運営等について 17:58
資料第 2 号
- (3) 資料説明
資料第 7 号・・・財政課長説明 18:00
資料第 8 号・・・職員課長説明 18:05
資料第 9 号及び資料第 10 号・・・総務課長説明 18:10
- (4) 事務局案の説明 18:15

(5) 主な意見・質疑 18:17～

委員 今年度実施された行政系人事・給与制度の改正が今回のマイナス勧告の要因であり、一般職については勧告どおりの引下げは行わないとのことだが、今までは、その時点での公民較差を基に勧告が行われ、尊重されてきている。今回勧告どおりとしないと公民格差が解消されないまま次年度以降に繰越しになっていくことにはならないのか。今一度、マイナス勧告の要因についての説明がほしい。

事務局 人事・給与制度改正以前の旧 1 級職は入区したての若い職員であり、例えば 1 年目の職員と民間の 1 年目に相当する職員とで平均単価を比較していた。ところが、今年度の人事・給与制度改正により、「主任主事」の扱いであった旧 3 級職の職員を、係長職への昇任を前提とした新 2 級職の「主任」とすることとしたが、本人の意向で「主任」にはならず、新 1 級職に移った職員が約 1 割いた。この約 1 割の職員については、給与は現状維持のまま新 1 級職となるため、その結果、特別区の新 1 級職の平均給与額が大幅に上がってしまい、民間の 1 級職相当の給与と比較し、区の給与額の方が高くなり、大幅なマイナス勧告となった。

この公民較差は、前述の人事・給与改正が主な要因であり、従来どおりの公民比較方法により勧告を出すのは違うのではないかというのが、特別区長会の意見である。

委員 今回のマイナス勧告の要因が今年度実施された人事・給与制度改正によるところが大きいことは理解できた。しかし、そうであれば、この要因となった部分を修正した形で勧告を出すべきであったのではないか。

事務局 特別区側も修正した形で勧告があると思っていたが、結果として修正はないままでの勧告であった。今回、新 1 級職に移った職員については比較的年齢が高く、数年で改正前の年齢層に戻り、勧告も従来どおりになると思うが、来年度については、今回と同様な勧告となる可能性もあり、特別区長会からは、人事・給与制度改正に伴う現在の給与制度適用の実態を十分に斟酌した上で、来年の公民比較の方法について検討するよう特別区人事委員会に伝えていくと聞いている。ただし、人事委員会は独立の機関であるため、具体的な指示は特別区側から出すことはできない。

委員 今回の勧告による引下げ額は非常に大きいと感じている。しかしながら、公民の比較は毎年同様な方法で比較していくべきであり、今まで特別職の報酬等も勧告を参考に取扱いを決めてきた経緯があるので、今回についても、勧告を尊重すべきではないか。

事務局 勧告では大幅な引下げとなっているが、前述の人事・給与制度改正が主な要因であるため、一般職の職員に対する勧告の取扱いについては、勧告どおりの改定は実施しないこととなっている。

委員 今回の勧告は、月例給は引下げとなっているが、特別給は 0.1 月引上げとなっている。この二つを合わせると、一般職では全体的にどの程度給与が引き下がるのか。

事務局 平均年間給与は、123,000 円下がることとなる。

委員 特別職については、勧告どおりの引下げ率とした場合どのようなようになるのか。

事務局 一般職の職員の勤勉手当に割り振っている特別給については、特別職には勤勉手当という概念がなじまないという理由から、本区においては、この4年間、引上げ勧告を反映させていない。月例給については、勧告どおり引き下げると、区長の報酬では約3万円の減額となり、年収では50万円を超える減額となる。

今回、区の一般職の職員に関する勧告の取扱いについては、改定を実施しないこととなっており、事務局としては、特別職の報酬等についても、改定を実施しないという方向で考えている。

委員 例年、本審議会は11月上旬に開催しているが、本年の開催が例年よりも遅くなっているのは、特別区長会と特別区職員労働組合連合会及び東京清掃労働組合との妥結結果を待っていたということなのか。

事務局 審議会の開催時期については、今回の勧告内容に対して当初から特別区長会において様々な意見が出ており、一般職員の妥結内容を踏まえた上で、しっかりと特別職の報酬等を審議会で判断するため、例年より遅い開催となった。

また、文京区以外の各区の人事委員会勧告に伴う特別職等報酬の対応状況については、文京区と同様に審議会の開催が遅れている区が多いが、既に5区が一般職の職員と同様に改定を行わないと結論しており、引下げとする区はない状況である。

委員 今までの事務局の説明を聞いた上であれば、今回の職員に対する勧告の取扱いについては、了解した。

委員 資料第10号を見ると、23区内での文京区の特別職の報酬等は、いずれも順位が低いことが気になる。特に議長から議員までの順位に関しては非常に順位が低く、平成元年と平成29年の額の上昇率を見ても、区長や副区長、教育長と比べて上昇していない。こういったところを是正すべきではないのか。

事務局 特定の職の額だけ改定するということはできないため、是正するのであれば、特別職全体で考える必要がある。

事務局 区長と議員の報酬額を比べると約2倍の差がある。平成26年度以前は人事委員会勧告により引上げを行う場合は、引上げ率を現行の額に乗じる際に1,000円未満を切り捨てていたため、現行額が高い職と低い職とで差が生じて、この差が積み重なり、特別職の中でも額に差が出ている。平成27年度以降は100円未満の切捨てとして、差がなるべく出ないようにしている。

委員 資料第7号にある歳出総額に占める人件費割合の推移について、他区と比べて文京区は高い割合で推移しているが、特別職の報酬等については23区中低い順位となっている。特別職の報酬等は、歳出総額に占める人件費割合にどの程度影響があるのか。

事務局 現在、一般職の職員は1,500人を超えているのに対し、特別職は3人、議員の現員は33人となっており、文京区の人件費総額に占める特別職の報酬等の割合は低い。

文京区の特徴として、区立保育園が他区と比べて多いことなどもあり、専門職の職員数が多いという点が、人件費の割合が他区と比べて高い要因の一つと言える。

事務局 非常勤職員数についても、他区と比べて多い。区立保育園は早朝から夜間までの長時間勤務になるため、正規職員だけでは対応できず、非常勤職員で対応するケースが多くあることから、非常勤職員の人件費が他区と比べて高くなり、結果として、歳出総額に占める人件費割合も高くなっている。

委員 今回の勧告については、例年とは要因が異なるものであり、単純に勧告内容のみで特別職の報酬等を判断するべきではないと考える。過去にもマイナス勧告がある中で改定を行わなかったケースもあるため、今回についても勧告に従う必要はないのではないかと。

旧3級職から新1級職に移った職員が1割程度いるということだが、今後、何年程度で元の給与額・年齢にならされていくのか。

事務局 新1級職に移っても給与は現行のままなので、全てがならされて解決するには15年程度掛かるのではないかと。また、今回のような勧告への影響が解消されるのも、7年程度掛かると予想される。そのため、特別区長会としては、人事委員会に対して、来年度以降について、対応策を検討するよう伝えている。

委員 今回の勧告の要因については理解できた。その上で、一般職、特別職ともに勧告どおり引き下げるとするのは、モチベーションの低下にもつながるので、今回については据え置きとするのがよい。

来年度以降、人事・給与制度改革の影響を受けないよう、公民給与の比較方法が変わるといえることはあるのか。

事務局 今回の勧告については、当初から特別区長会をはじめ、様々な議論があったため、来年度以降はその意見を生かして検証してくれることを期待しているが、現状では確定的なことは言えないところである。

委員 今回の勧告の基礎となる公民較差について、人事・給与制度改革の影響を受けなかった場合は、どのような結果となっていたのか。

事務局 例年、国及び東京都と特別区は同程度の公民較差となるが多いため、今回も同じような結果となっていたのではないかとと思われる。

委員 委員の皆様から貴重なご意見を多くいただいたので、区によって状況は違うと思うが、今回の意見を参考に、答申として取りまとめてほしいと考えている。

会長 委員全体の意見としてまとめますと、これまでの全体の意見を踏まえ、現行のまま据置きとすることを審議会の結論としてはいかがかと。

全員 異議なし

(6) 答申案について説明・・・総務課長 19:00

会 長 答申については、今説明のあった案を基本として事務局に答申文としてまとめてもらい、近日中に委員の皆さんに送付の上、ご確認いただきたい。その後、内容を確認の上、区長に答申文をお渡しする流れでいかがか。

全 員 異議なし

(7) 事務局からの事務連絡・・・総務課長 19:03

会 長 事務局の説明の手順で異論がないようなので、以上で、審議会を終了する。熱心な審議に感謝したい。

－終了－ 19:05